

令和4年6月1日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
公衆衛生担当理事 今井 一登

予防接種法施行令の一部を改正する政令の公布について

神奈川県医師会より通知が参りましたのでお知らせします。

【こちらの件の問い合わせ先】 鎌倉市医師会コロナウイルスワクチン予防接種担当 広崎 繁雄

TEL : 0467-22-1245 Mobile : 090-8476-1245 Mail to : kcma.yoboseshu@kcma.jp

厚生労働省健康局長

(公印省略)

予防接種法施行令の一部を改正する政令の公布について

予防接種法施行令の一部を改正する政令(令和4年政令第197号)が本日、別紙のとおり公布されました。改正政令の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、関係機関等に周知をお願いいたします。

第一 改正の概要

12歳以上60歳未満の者であって、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を既に3回受けたものについて、当該予防接種を受ける努力義務の対象としないこと。

第二 施行期日

公布の日(令和4年5月25日)